

保証規程

■保証期間と範囲

保証期間はお買上げ日より1年間です。この期間に、使用者が「取扱説明書」に従って使用され、万一品質上に支障が生じたときは、本品質保証書の記載内容によりお買上げの販売店で無料修理(以下保証修理という)を行います。(なお保証修理は補修または部品交換によって行い、交換した部品は当店の所有となります。) 修理に関して出張修理の依頼を受けたときは、出張費を請求する場合がありますので、ご了承ください。

この品質保証書は、本書に明示した期間、条件に基づき保証修理をお約束するものであり、お客さまの法律上の権利を制限するものではありません。

■保証サービス発効について

この保証は、お買上げいただきました販売店の店名、住所、電話番号などを記入捺印することで有効となります。

〈保証できない部品〉

次に示す部品の交換、修理は1年以内でも使用者負担となります。

バスケット、バック、ドレスガード等の付属品、ワイヤー類、コード類、ダイナモゴムローラー、乾電池、電装品、電球、レンズその他の摩耗部品、及び疲労部品。

〈保証適用除外事項〉

次に示すものに起因する故障は、保証修理の対象となりません。

(使用者負担)

- (1) 使用者の使用上の不注意によるもの。
- (2) 衝突、転倒、道路の縁石等に乗りに上げたり溝等に落ちて生じたもの。
- (3) 法令の違反行為によって生じたもの。(最大積載量オーバー、2人乗り等)
- (4) 保守、整備の不備により生じたもの。
- (5) 本店が指定する定期点検調整を実施しなかった場合。
- (6) 使用者が構造、機能を改造または変更した為に生じたもの。
- (7) レンタルサイクルなど不特定多数の人が使用した場合。
- (8) 地震、落雷、火災、水害、公害、その他人災、天災、地変によって生じたもの。
- (9) 使用目的以外の酷使または、一般に自転車が走行しない場所での走行(道のない山岳ツーリング、道のない土手の傾斜面等)により生じたもの。

(10) 手入れ不十分、保管場所の不備及び時の経過により生じた塗装面、メッキ面、その他これに類する支障及びプラスチック部品等の自然退色。

(11) 部品の通常の摩耗または疲労によるもの(以下の通り)

- 転倒、衝突によってフレーム(車体)の変形や亀裂が生じたもの。
- タイヤ、チューブの摩耗または疲労によるもの。
- クギ、ピン、ガラス、切削くず、鋭利な石ころ等で生じたバンク。
- スポークを不都合な障害物によって曲げたり切ったりしたもの。
- ブレーキワイヤー、変速ワイヤー類の疲労によるもの。
- ブレーキロック、バンドブレーキライニング、パッド類の摩擦したもの。
- 小ネジ及びナット類の紛失。
- サドルを転倒及び人災によって切られたり傷つけられたりしたもの。
- ペダル、前後ハブ等の回転部に一般に機能上の影響のない音、振動が生じたもの。
- 使用後チェーンがはずれたり変速機が不正確な作動をするもの。
- チェーンケース及びドロヨケ等に転倒、衝突によって、傷、変形、または異質音が生じたもの。

(12) 本品質保証書に示す条件以外の費用等。

〈保証修理を受ける為の条件及び手続〉

保証修理を受けるためには次のことがらをご了承願います。

- (1) 保証修理を受ける場合、品質保証書と自転車をご持参ください。なお本書の提示がないと保証修理は受けられません。
- (2) 本品質保証書は、字句等を書き換えた場合は無効となります。
- (3) この品質保証書は、日本国内で使用される自転車で車体番号の刻印があるものに適用されます。海外に持参する場合はその時点で無効となります。
- (4) 保証修理に関するお問い合わせは、お買上げの販売店にご相談ください。

〈判定基準について〉

お買上げいただいた自転車に生じた故障などが、製造上によるものか取扱い上の不注意によるものか、判断が困難な場合は、第三者専門検査機関の判定による場合があります。

〈部品の保有期間〉

保証期間経過後でも、性能を維持するための補修機能部品はお買上げ店または製造業者で保有しております。ただし、新型が売り出された場合は(製造打切り後5年間)新型での保有となりますのでご注意ください。

